明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○愛玩動物看護師法施行令（二七三）　二
○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七四）　三
○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（二七五）　三
○動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七六）　四
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七七）　四

〔府　令〕
○迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　四

〔省　令〕
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（総務九六）　四
○戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　五

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一九三）　五
○日本国に帰化を許可する件（同一九四）　五
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三五五）　六
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十一条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十一条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関の一部を改正する告示（同三五六）　六
○令和四年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産一六三二）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二八七、一二八八）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一二八九～一二九一）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二一九、二二〇）　八
○海上における射撃試験を実施する件（同二二一）　八

〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会

〔人事異動〕
官庁事項

〔叙位・叙勲〕
官庁事項

〔皇室事項〕
官庁事項

〔官庁報告〕
指定構造計算適合性判定機関に対する処分及び監督命令に係る公示（国土交通省）　九
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（同）　九

〔公　告〕
諸事項

官庁
国営手賀沼土地改良事業計画、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇愛玩動物看護師法施行令（政令第二七三号）（農林水産省・環境省）

1　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五〇号。以下「法」という。）第二条第一項の愛玩動物として政令で定める動物は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

(一)　オウム科全種
(二)　カエデチョウ科全種
(三)　アトリ科全種

2　愛玩動物看護師免許証及び愛玩動物看護師免許証明書の再交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、三、四〇〇円とすることとした。（第二条関係）

3　指定登録機関が事務を行う場合における愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額は五、八〇〇円とし、愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額は三、四〇〇円とすることとした。（第三条関係）

4　愛玩動物看護師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額は、二万七、二〇〇円とすることとした。（第四条及び附則第三項関係）

5　愛玩動物看護師国家試験予備試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額は、一万四、〇〇〇円とすることとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行することとした。

◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七四号）（農林水産省）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1　木材利用促進本部（2において「本部」という。）の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理するものとした。（第四条関係）